名古屋学院大学論集　社会科学篇　第59巻　第4号　pp. 239–252

〔論文〕

衛生行政・囚人労働・監獄医

――明治初・中期を病と囚人身体労働規範の領域から見る――

長谷川　和　美

名古屋学院大学外国語学部

要　旨

明治期の衛生分野は重要な内政の一部であり，国家衛生論として軍隊，行政，そして工業の発展において基礎的概念として捉えられていた。本論文では，明治初・中期の監獄を監獄資料，特に北海道の集治監（1879–1903）を中心に衛生・病に関する身体への関与がどのように労働と交差させたカテゴリーを通じてなされたのかを分析する。また，そのプロセスの中で明治期に入り，新たに誕生した監獄医の役割を考察する。監獄官吏として国家権威であると同時に西洋の医学知識・技術を身につけた科学的権威として地位を確立させていった。囚人労働が監獄医，つまり，国家・科学により維持され，病は労働の生産性を「健康的」に維持する規定を構築する。しかし，科学者として，病と囚人労働の因果について医学調査を行い，労働の軽減や改善を求めたケースもあり，多義的な役割も見いだせる。

キーワード：明治期，衛生，監獄，炭鉱，監獄医

The Meiji hygiene administration, prison labor, and prison doctors

――An analysis on disease and prisoners' labor physicality――

Kazumi HASEGAWA

Faculty of Foreign Studies
Nagoya Gakuin University

本研究はJSPS科研費基盤C（JP19K02134）の助成を受けたものである。

発行日　2023年3月31日

1. はじめに

2019年からの新型コロナウイルス感染症の流行の中，刑務所での受刑者や刑務官にも感染したというニュースが流れた[1)]。その感染力に驚きつつも，受刑者側自ら衛生状態に対する改善要請が出されるなど，現代の刑務所，そしてコロナ禍における衛生状況についても多くの人たちが疑問に思ったのではないだろうか[2)]。

明治期の流行病として，1877年～79年を含む，5回の流行があった[3)]と言われ，1879年は，コレラ患者は16万人余，死者は10万人を超えた[4)]。他には1880年，腸チフスが石川島監獄署に流行，また同じ頃，脚気病の流行があった[5)]。また，長崎沖の高島炭鉱[6)]では，「明治十七年の夏該島に虎列刺病の侵入するや，三千の坑夫中其大半則ち一千五百餘名は該病の為めに死せりと。然り而して炭鉱舎は其死する者と未だ死せざる者とを問はず，発病より一日を経れば之を海邊の焼場に送り，大鐵板上に於て五人若くは十人宛焚焼せり」と当時の描写が残されている[7)]。現代と同様，社会で感染病が蔓延すれば，行動の自由に制限がかかる監獄や炭鉱にも当然影響が及んでいる様子が分かるだけでなく，衛生問題の深刻さとの病の処置の問題性が社会に露呈されることになった。コレラという流行病が衛生問題への対応の不備を喚起するきっかけとなっただけでなく，病の対応・予防は，衛生行政において大きな変革をもたらしてきた[8)]。

本論文では，明治初・中期の監獄を監獄資料（1872–1889），特に北海道の集治監（1879–1903）を中心に衛生・病に関する身体への関与がどのように囚人労働・作業と交差する様々なカテゴリーを通じて行われたのかを分析し，そのプロセスの中で監獄医の役割を考える。明治期に入り，監獄医が官吏として新たに誕生するが，監獄医の権威は二つの権威により強化される。一つは，官吏として，つまり，国に仕え働く者としての国家権威として確立する。さらに，西洋の医学知識・技術を持った科学権威としてその地位を確立する。そのため，監獄医は国家医学・衛生論により監獄内にて重要な権威を確立することになる。監獄医の仕事は，囚人の身体を労働できる・できない身体として選別し，囚人の健康を維持させることで労働力を維持させ，その有効性が失われた時，つまり病・死の場合は，労働から排除させる権力を持つ。囚人労働が監獄医，つまり，国家・科学により維持され，病は労働の生産性を「健康的」に維持する規範となる。監獄内において国家科学衛生論が囚人身体を統治し，労働を管理する。これは，明治社会全体においても国家科学を通じて労働・生産性が管理され，病は労働の生産性を維持し，または，その「健康」的維持のために不要を排除するシステムを構築することに通じる。

2. 先行研究と議論の所在

中世・近代日本における監獄研究は特に法学的観点より研究が進められ，その多くは，法律や監獄・更正システムの発展に関する分析が中心課題となっている。主要な文献としては，財団法人刑務協会発行の『日本近世行刑史稿上・下』（1943年），重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館，2005年），小野義秀『監獄（刑務所）運営120年の歴史』（財団法人矯正協会，2009年）などである。

しかし，1990年以降，社会科学及び歴史分野におけるいわゆる「カルチュラルターン」により，社会史・文化政治に関する課題も監獄研究の中で取り込まれた[9)]。特に，安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー—周縁性の歴史学』（朝日新聞社，1999年）やダニエル・ボツマン『血塗られた慈悲，笞打つ帝国』（インターシフト，2009年）（英語のオリジナルは*Punishment and Power in the Making of Modern Japan*, Princeton University Press, 2005年）などがある。また，近年の特色として，法制史に社会思想や社会史などを取り入れたような学際的な研究が挙げられる。代表的な研究としては，姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究』（成文堂，2011年），児玉圭司「明治前期の監獄における規律の導入と展開」（『法制史研究』6（4），2014年）などである。両研究とも囚人統治を考察する上で非常に参考になる研究で，姫嶋は，第5章において「監獄官吏」の役割に注目しているし，児玉は，自由刑の拡大，統治側の保守的な懲戒主義から論じているが，いずれにしても衛生・医学からの視点は取り込まれていない。

また，囚人労働一般に関しては，資本主義経済発展の「犠牲」または，大きな「貢献」と分析される。北海道史の中では，北海道の「開拓」，つまり，北海道の発展に大きく貢献したという考察が一般的である。日本経済史の中では，産業の近代化，特に財閥の拡大の「犠牲」と分析されてきた[10)]。そのような「開拓」や工業化を再考するように，植民地主義の拡大の中での囚人労働を分析する研究，例えば，Pia Maria Joliffe, *Prisons and Forced Labor in Japan: The Colonization of Hokkaido, 1881–1894*（Routledge, 2020年），グローバル史の文脈の中で北海道へのSettler Colonialismの一部として囚人労働を分析するClare Anderson, “Japan in the 18th and 19th Centuries”（in *A Global History of Convicts and Penal Colonies,* Bloomsbury USA Academic, 2020年）が出版されている。いずれにしても囚人労働の分析が資本主義・植民地主義の拡大の文脈の中で分析されるため，衛生・医学からの視点ではほとんど囚人労働は語られてこなかった。

これら先行研究の中で，最新の成果として注目したいのは，赤司友徳『監獄の近代—行政機構の確立と明治社会』（九州大学出版会，2019年）である。1881年～1903年（明治14年～36年）までの監獄制度の変遷をさまざまな「アクター」を通じ，監獄行政内部と外部との関連に焦点を当てた研究であり，監獄の近代が政治的・社会的なコンテクストの中で分析される包括的な研究である。監獄改良や変遷に関与した「アクター」，例えば，監獄内でのキリスト教や仏教の教誨師，小原重哉などの行政の重要人物，法学者等の関与が綿密に描かれる一方，監獄医や医療関係者は描かれない。しかし，これらの衛生・医療「アクター」の重要性は否定できない[11)]。本論文では，衛生，医学という視点から監獄変遷を考察する際，明治変遷期の社会全体の行政基盤として存在していた衛生論が監獄労働・作業を通じて展開し，様々なカテゴリーと交差し，囚人労働の身体性を管理・規定した。そして，この言説を推し進める主体としての監獄医の役割を考察する。その一方で，役業と病の因果関係を医学調査し，外役の廃止や監獄内衛生改善を社会的に訴えるという医師の多義的な歴史も存在する。

3. 明治期の「富国強兵」のもとでの統治技術としての衛生行政

明治期は，「富国強兵」というスローガンのもと強い軍隊の形成と殖産興業による国の編成・強化

が国家の中心のプロジェクトであると通常考えられる。衛生言説・概念は，この双方，軍隊と行政や工業の分野での基盤となっているだけでなく，明治行政といった場合，内務・外務行政に関わらず，関与するすべての分野が相互的に強化するべきと捉えられていた。富国強兵の事業[12]の中において基盤となる概念が「衛生」であると主張した政治家は，後藤新平（1857–1929）である。さまざまな肩書きを持つ政治家であるが，出身は医師である。臨床の医師だけでなく，衛生行政をしても見識を持っていた。民権運動の結社である衛生団体，私立衛生会である愛衆社を作り，その後，この結社は日本私立衛生会となり，東京で結成された。そして，日本の殖産興業のために衛生法が必要であると力説する[13]。後藤の代表的な著書として明治22年（1889年）9月に出版した『国家衛生原理』では，国家を有機体として生物学的進化論を社会に適用しながら論じている[14]。また，マイケル・ボーダッシュは，衛生学が「軍隊的イメージ」によって補強され，帝国主義の密接な関係性を分析しているが，後藤の衛生学での功績については，「後藤は，国民国家共同体内での身体の鍛錬と，国民国家の拡張の双方を遂行するのに貢献したのである」と分析している[15]。

また，法学者の広中佐兵衛は，1901年出版の『衛生法』の中で，衛生というのは，国家の行政の一部であり，行政は，国権活動の一形式であることを明示する。内務行政といった場合，1）人事，2）警察，3）衛生，4）経済，5）教育の5つの分野を主に指すことになるが，互いに関与して，社会全体として作用すると述べる。「内務行政は其の何タルヲ問ハズ各々社会ノ秩序を維持シ又ハ国民ノ幸福ヲ増進スルヲ以テ其ノ目的と為スコトヲ知ルベシ」と唱える[16]。社会秩序を維持することが，国民の幸せを増すことになるとして，衛生は，社会秩序を守る重要な統治技術であることが分かる。この衛生行政を一般行政と特別衛生行政の二つに分けており，この特別衛生行政には，軍隊・学校衛生と監獄衛生があり，「軍事行政教育行政司法行政ノ内容を成すモノタリ」[17]と軍事衛生と監獄衛生は区分されないだけでなく，さらに軍事，監獄，教育，司法といった上記の分野が相互作動するような明治行政を構成していた。

ちなみに，初めての健康診断は，1869年に行われ，蘭医ボードインを中心に徴兵のための身体検査方法を確立していった[18]。ボードイン[19]（1822–1885）は，1871年に『選兵論』を論じ，残っている翻訳資料では，中野操『大阪医学風土記』によると大阪舎密局教師のハラタマ（Gratama K. W., 1831–1888）の説を折衷したもので「大凡ソ体格ヲ検査シ健弱病否ヲ察シ以テ兵卒ヲ撰用スルハ軍医ノ任ニシテ富国強兵ノ基ナリ」[20]として，兵士を衛生・健康状態で選ぶ重要性が語られ，そして軍医がその選兵の任を担うこと，そして，この衛生技法が富国強兵の基盤になると論じている。その後，1873年に徴兵制が導入された。

この衛生技術が軍隊外，特に近代公娼制でも応用された重要な思想であった[21]。林葉子は，近代公娼制と廃娼運動を考察し，内地が外地に関係なく，近代公娼制がすべて「植民地公娼制度」であると主張する。その制度を支える重要な理論が軍事化の中で培われた「軍事衛生」・「国家衛生論」であり，「労働」できる身体以外を排除するために使われた優生思想であると述べる。この思想には，当然賞賛される「男らしさ」を基盤として，「衛生」的な者，「労働」できる身体を選別し，その他を除外していく言説であったと分析する[22]。そして，日本にとって初めての近代戦である日清・日露戦争が「文明と野蛮の戦い」として正当化され，それ以降も日本の軍事化を支える論理である。その言説の中で

最も重視されていたのが，軍の中で培われた衛生言説であると分析する[23]。さらに，娼妓たちの性病を検査する検黴が女性たちの中で序列を作り出す結果になり，その検査を行っていた検黴医の役割について重要視している[24]。

4. 監獄作業・規則・食事から見る衛生論

4.1 明治期囚人労働のカテゴリー「外・内役」

1868 ～ 1887年頃（明治初期～ 20年頃）にかけては，囚人労働作業としては農業，道路工事，炭鉱業，工芸，瓦造り，煉瓦造りなど外役を含む，重労働な囚人労働が行われていた[25]。明治期の囚人労働，特に炭鉱労働は，当時の資本主義の興隆を支えた官営プロジェクトの一部となった[26]。明治期に入り，いわゆる「鉱山解放」があると，一時期は府藩に経営を任せ，民間に委ねることを基本としていたが，1872年すぐにその方針が変更され，各藩に対して，石炭の産出の概算を出せたと共に，「鉱山心得」を出し，鉱物として石炭を定義することにより，石炭も他の鉱物（金・銀・銅）同様に扱う方針が打ち出され，鉱物所有権が政府に属することになった。つまり，全国統一的な「鉱山王制」がしかれ，鉱山・炭鉱は日本資本主義を支える分野になっていた[27]。こうした中，1873年に官営移行に伴う三池炭鉱で，1874年に高島炭鉱で囚人外役を労働が開始された。

1881年になると，三池炭鉱の囚人炭鉱夫は800人以上となり，三池労働者数の4割強の記録している。三池炭鉱での囚人労働に関しては，1873年から1930年まで，57年間にわたる。出炭量を例にとると，囚人労働がスタートした1873年に年間3万637トンだったが，10年後の三池集治監が出来た時には，16万7936トン，さらに5年後には，設立時の2倍を上回る，37万3991トンを記録する[28]。

北海道に関しては，1879年9月17日に内務卿伊藤博文から太政大臣三条実美に提出した伺書から流刑者の労働を使うことを提言した事により集治監が設立された。伊藤博文によって認可された集治監だが，まず宮城県と東京府に設置された後，5つが北海道に設立された。1881年に樺戸集治監が置かれ，続いて空知，釧路，網走，十勝に監獄が設置され，囚人たちは土地の開拓，道路建設，炭坑労働，アトサヌプリ（硫黄山）での硫黄採掘等の労働に従事した。1882年には，幌内炭鉱（幌内地区に空知集治監を設置）での囚人労働開始された。北海道は，囚人労働のうち外役が全体の60–70 %を占めた。1886年～ 1891年にかけては，特に70 %以上と高く，この期間採礦，土木事業に集中していた[29]。採礦作業に関しては，空知監獄から幌内炭鉱への外役，釧路監獄から，跡佐登（アトサヌプリ）硫黄山への出役が挙げられる。幌内炭鉱も同様に，1883年より空知集治監を設置して，労働力を補うために囚人労働を使用した。出炭量は，囚人が入っていなかった1882年の3677トンに比べ，入抗後の1886年には5万1084トンとなり，4倍を記録している。外役で使われた囚人労働は男囚のみでまかなわれ，特殊なジェンダー概念が分析できる。集治監は男性のみを収監していたためである[30]。各監獄において囚人外役の廃止年は異なるが，北海道での全面的廃止となるのは，1903年である。福岡の三池炭鉱に関しては，1888年に三井組に払い下げが決定した後も囚人労働は継続し，1930年に女子労働と同様に囚人労働が廃止されている。また，1889年の監獄則改訂により外役労働が徐々に内役中心のものになっていく[31]。

4.2 「強・軽役・病」「男・女」

監獄では，外役の他に監獄内でのさまざまな作業（内役）が例示され，その作業に関する規定が作業つまり，囚人作業・生産性と交差するカテゴリーが多様に生まれた。労働・作業の重要さ，また意味については注目が置かれてきた[32]。初めて監獄作業を体系的に定義した1872年（明治5年）の監獄則だが，懲役を五等級に分けて次第に負担が軽い作業へ移させた。累進的役法が採用され，特殊な職業技能を有する受刑者（芸人）の場合には，有利な特則が設けられていた。1880年に受刑者の作業収入割合が決められた[33]。1881年（明治14年）には，作業を「刑名ニ因テ之ヲ斟酌」（42条1項）として，「刑名」に応じて差別化する。1889年勅令第93号は，作業が受刑者の体力・体格を評定して決定されていた。さらに，同年の内務省令第八号監獄則施行細則により，作業内容が決定されたが，ジェンダーにより異なる内役が与えられた。男性の内役は，「舂米・瓦工・煉化石工・砕石・鍛冶工・油絞工・耕耘・木挽工・抄紙工・木工・桶工・藁工・炊事・掃除」であり，女性受刑者は，「紡績・裁縫・機織・洗濯」とあり，各地方によって内務大臣の許可を取ることで選択が可能になった（第43条）[34]。そして，1908年の監獄法では，「衛生，経済」「在監者ノ刑期，健康，技能，職業，将来ノ生計等」（24条1項）及び「教育に関する事項」（同条2項）など細かな規定が見られる[35]。

さらに，北海道の集治監の資料では，作業の強度により食事の主食の量が規定される。空知集治監の資料では，強役に従事した場合食料を6～8合として，軽役の場合は，5合とされた[36]。また，同じ空知監獄についてだが，那須邦枝の論文では，強役8合～7合食（約1kg），軽役（6合～5合），病の場合，4合～2合食と変わると記述がある[37]。加えて，順列が決められ，作業時間，衣服，入浴時間まで規定される[38]。監獄作業（外役，内役，内役の種類）がどの身体が労働できる身体であるかを規定し，どの作業がふさわしく，主食をどの程度摂取するのが適当なのかを決定し，まさに監獄作業を通じて，身体規範・ジェンダー規範・衛生規範を構築していることが見えてくる。そして，病は，その労働の生産性を「健康的」に維持する規範であり，労働力を維持すると共に労働から除外される装置を作り出す。

徳川時代との比較においても，外役・内役という作業内容が中心にカテゴリー体系が作られたきたことが分かる。平松義郎は，徳川時代の刑罰を「武家刑罰体系」と「庶民刑罰体系」に区分して，牢屋に日常を「身分，性別，役」により1日白米2合7勺ないし五号四勺と汁，菜類とに分けていたと説明する[39]。身分制が解体した後の明治期では，労働・作業という新しい役業を中心にカテゴリーの組み替えが行われた[40]。確かに，人足寄場は，作業によって得られる「褒美銭」（毎月銭400文以上一貫文以下）があったが，その半分は自由に消費でき（食糧補給の料にも供せり），残額は官に領置して，出後生業の資本とさせたとの記録もある[41]。このような事からも上記の平松義郎の作業に関する概要は，「衣類は無宿のみ浅黄木綿のものを官給し，紙も官給であるが，これらはすべて役付囚人が管理分配した……作業を科されることは全くないから，囚人はおおむね退屈に苦しんだと言われる」と述べる[42]。

5. 監獄医の役割について

5.1 「監獄官吏」としての監獄医

明治期に入り，監獄医は「監獄官吏」として新たに誕生し，監獄内で存在していた他の官吏同様に記録される。1868年中央政府として太政官を設置し，1869年には，太政官の元に民部，大蔵，兵部，刑部，外務及宮内の6省が置かれ，次いで12月に刑部省内部にあらたに囚獄司官職を置いた。小原重哉を囚獄司権正に命じ，囚獄司に医局を設けた。1869年12月調の「囚獄司職員定員調」の資料では，備考欄に，「外に医師若干を置く」としている[43]。1871年8月に囚獄司を廃止して，徒場事務を地方官に委任されることになる。1873年11月，業務が内務省のもとに置かれ，管轄されるようになると，監獄医は，「監獄官吏」として典獄，看守，教誨師等と同様に記録される。北海道の記録は，『北海道庁統計書』の中で記録されているが，1886年～1904年（明治19年～37年）まで監獄医は，すべての年で3人置かれていた（1886年4人，1889年，1891年，1893年2人，1903年10人，1904年11人を除く）[44]。集治監の記録として，1885年に監獄医は6名，1886年9名，1887年8名，1888年7人，1889年9人，1890年7人，1891年4名の記録がある[45]。

5.2 「科学者」としての監獄医

1889年頃より監獄医の職務を論じる記事が増えてくると，科学の知識を得た医師たちによる権力が確立されていく様子が分かり，監獄内において，明治の衛生論を実施する主体として捉えることが可能である。まず，1889年の内務大臣松方正義からの内務省訓令29号（明治22年6月26日）第3章に「醫師の職務」が記録されている。医療の全権限が与えられ，診断の際は，氏名，病性，徴候，治否など，こまかに記録を残すこと（第40条），已決囚が新しく入監する時はその体質を検査し，その体質強弱等を典獄に詳しく報告すること（第41条），流行病や伝染病の予防につくすこと（第43条），さらに「減食」，「闇室」など，懲罰の対象を指定できる職務（第44条）が与えられ，囚人の体力に合わせて労働の種類（役業）も指定できる（第46条）ような入監の身体検査から始まり，病の予防，役業を選択し，懲罰の対象を指定できるという監獄内での医師の権限が明記される[46]。それは，集治監においても同じだったと考えてよい。1897年『監報号外　三池集治監看守勤務規則』第7節　第205条にて就役受持看守が，「囚人ノ役業変換病監出入其他異動ニ関する通知及囚人食糧人頭表調製ノ事務」を担当する事になり，第206条には，医務室からの判断のもと，役業に従い，食糧を変換した。「（例えば，普通食ト粥食トノ変更又ハ通常菜ト梅干味噌ノ類ト変更スル場合を云フ）病監並ニ一時軽役ヨリ全快（以上医務所ヨリ）遭喪免役懲罰執行並ニ解免（以上第ニ課勘査掛ヨリ）ノ通知アリタルトキ又ハ審問留置アリタルトキハ看守長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ囚人異動通知簿ニ記入シ」とある[47]。

さらに，この科学的専門性は，特別な権限であり，他の権限が介入されないように，監獄内医療現場での独占的地位が確立している様子が，1891年の小河滋次郎（1864-1925）の論説「監獄医諸氏に告ぐ」（『警察監獄学会雑誌』第2巻第8号）に記録される。論説では，監獄則にて規定されている監獄改善とは端的に「監獄衛生」の事であり，内容は，病を未然に防ぐ事と，病囚待遇，即ち医療に関する事務を行うことであると述べる。そして，「一般衛生の事は監獄医の主任たるべきこと固とより

なりと雖も典獄を始め一般司獄官史も亦た大い其責めを分かち合う頷たさるへからさるなり何んとなれは一般衛生の事に関しては左支右吾も営たならす単に医学上の観察のみを以て判定すへからさること少なからされはなり医療の事に至つては監獄医は幾んと其全権を以て医学上必要なる手段を実行するを得へし（行刑の要件に抵触せさる限り）従つて亦た其責任も重大ならさるを得す今の監獄医たるもの果たして能く比重大の責任を盡したりと謂ふか」[48]（強調は原文のまま）と，医療において，最大限の権限が監獄医に与えられているのが確認できる。しかし，現状ではまだ改善の余地があるとして批判をしていることが伺える。

また，この権限に対し，どんな抵抗•権力に屈しない強い意志，「覚悟」を持つことも伝えられる。例えば，「医学上の理術を応用するの必要なる手段はすへて之を実行せしむるの決心を以て其職務を執行せよ凡への故障を排斥して司命の職を全ふするの覚悟を決行せよ」[49]（強調は原文のまま）の記述がある。さらに，医師という特別な科学知識を持つ者の権限が再度強調される。「其職権の許される所，経費の許される所其他或る関係の許される所のものは相當の方法を運くらしても飽くまて其医学上の必要意見を貫徹することを務めよ其職務を全ふする上に於て必要と認めたる所の意見は如何なる故障をも排斥して之を実行するの勇気を鼓動せよ…」[50]（強調は原文のまま）とある。さらに，「予輩は諸氏に対し学問の為には長官もなく其他の関係もなく一切顧慮する所なく縦横無量に運動するの決心なかるへからすとまては勧告せさるなり然れとも固と是れ独立専門の科学を修めたる所の士彼の腰を低くふする所の俗流の為に倣はんや，少なくともこれほどの精神を以て此重要なる難局に當るの覚悟なかるへからす…」[51] と繰り返し情熱を持って専門医の役割と重要性を論じている。

5.3　医師の社会的役割（囚人役業と病との因果に関する医学調査を通じて）

1889年頃になると監獄医に関する記録が見られるようになるが，監獄医は，病監に入れるかどうか，体力があるかどうか，どのような役業に就くべきなのか，科学的判断を行う権力者として描かれているのと同時に，監獄内で見られる病の原因を囚人労働に結びつけることにより，作業の軽減・改善を求めたケースがあり，衛生言説を推し進める主体であったと同時に，監獄衛生の改善を求める提唱者であったことも分かる。ここでは，主に3人の医師，1人は，九州の例であるが，大牟田市の三池炭鉱で働いていた採炭囚（坑夫）を診察した大谷周庵と監獄医であった菊池常喜（三池）と下條於菟吉（空池）の2人の医師の記録を見ていきたい。

長崎の内科医であった大谷周庵（1859–1939）は，1886年熊本医学校付属病院長となった人物である。ドイツに留学後，1897年に長崎病院長となり，五高医学部（熊本大医学部の前身）主事を務めた。1905年に長崎市で開業し，肺ジストマによる脳病を発見し，コレラ菌の研究に従事した[52]。大谷の「肺炭疽症ノ実験」という報告が，1888年『東京医学会雑誌』 第2巻17号（pp. 919–920）に掲載されている。じん肺の研究が，囚人労働の外役である炭鉱労働の考察で始まっていることに注目すべきである。早い時点より，医師により，炭鉱労働の労働環境に問題があり，肺に影響を及ぼすことを明らかにしているのである。ここでは，まず大谷が三池鉱山局医員の村尾信雄に会い，話が肺痨に及び，村尾氏から三池の肺痨は，結核菌が認められないと聞いて，7月の夏休み中に三池に実際に赴き，採炭囚の5人を診察した。これによると，1人は結核菌を持っていたが，他4人は，結核菌がないが，

炭粉が混じっていて，緑黒色であった。これを大谷は，「肺のアントラコージス」と名付けた。これが，日本における最初の医学的考察を行ったじん肺論文として記録されている[53]。これは，明治33年尾去沢炭鉱医の浦井財治『アントラコージス肺』に繋がり，煤（すす）砂塵がある環境の中での労働と生活とが原因となる肺病の事であり，産業医である炭鉱医へ医学知識の伝達が見られる。

また，1899年1月の職員録には，監獄医治瘡係八級俸として勤務していた菊池常喜（1862-？）が記録されている[54]。1900年に監獄医として，三池集治監典獄の菅井誠美に意見書を提出した人物である。しかし，同年，会合審議にて「囚徒を坑内で使役する事は差支なし」[55]と判断されて，最終的には，菊池の提言は受け入れられなかったが，監獄医として病の原因として外役の影響を指摘し，科学的根拠を論じながら，外役の廃止を強く表明している。この意見書，「囚徒を採炭に使役するの有害なる事に就き意見書」では，まず，囚人作業の意義を3点あげ，「①懲戒の具と認め可らず②作業は自由執行上囚人の怠慢を矯正し其健康を保全し且相当の技芸を習熟せしめ出獄後良民的生活を為さしむるの方法即刑罰の目的に達するに幾多の利益あるに由る③良民を侵害したる処の囚人を以て之れか費用の幾分を償わしむ」とした。そして，外役である三池炭鉱での採炭はこれに当てはまらず，経済的理由にしか他ならないと説明する。「何となれは余親しく現況を視察するに経済の一点を除くの外一として以上の主旨に適合するものなけれはなり。余は，唯マ余が職責とする監獄衛生の状態に付従来調査せし結果を開発し採炭課役の不適当にして速に廃せさる可らさる理由を説明し大に社会人士の注意を喚起せんと欲するなり」と述べ，以下の7点の科学的根拠をあげる。「第一　一般死亡人員及囚員に対する死亡比例」，「第二　内役囚と採炭囚の死亡者比較」，「第三　一般死亡の状態」（死亡原因の多くが呼吸器病，例えば，肺結核や肺炎及気管支炎であり，その原因は，通気不良及び気中酸素減量，光線射入謝絶及び急速なる気温の変化によるもの。また，変死を遂げるケースも多くある）。「第四　死者年齢別」（年齢において，若年層も高齢者も採炭の仕事をしている囚人は死亡が多い）。「第五　休役患者の囚員に対する比例及び其症状」，「第六　反則者の身体健康上に及ぼす影響」（栄養失調等），「第七　各集治監との死亡者比較」（三池が死亡者歩合が一番高い）[56]。これらの科学的証拠を挙げながら囚人労働廃止の正当性を論じ，意見書として提出した。官吏であり同時に科学者であるという多義的な役割が分かる意見書であるのだが，その意見が通ることがなく，現状を変えることまでには至らなかった。

次に北海道の空知集治監で監獄医として働いていた下條於菟吉（1872-？）は，1896年の第72～74号の3号にわたり，『北海道医事講談会雑誌』の中で「北海道監獄衛生ノ一斑」と題して，空知集治監での医学調査をまとめている。論文中の統計は，1892年～1894の3年間が記録され，流行病の肺炎，マラリア，腸カタル（腸炎）の患者数の推移を記録し，役業との関連，つまり，病気の原因を考察している。さらに，眼科病，外科的疾患も分析して，病人数，死亡数を記録する。特に，1888年の水道完成の前後6年の死亡数を比較して，完成後には35％の減少があることを明らかにした。衛生改善が重要であり，次に必要な進歩として，「監房の改良及び隔離室」（独房）が流行病を予防して，睡眠の質も向上できるとして提言する。また，病人を隔離する隔離室を設置することも重要だとしている。

さらに，下條は，病気の原因を調べ予防することができれば，囚徒自身も「幸福」になるし，また，

間接には「国家経済上に大裨益を與フルモノナリ」として，監獄は自由刑が基盤となっている中，就役中は，健康に過ごし，ある程度の技術を身につけて社会に受刑者を返還させる再生の場所であると述べている（「刑期執行中ニ健康ヲ保全シ相當の役業ニ熟達シ免幽后ハ強壮ニシテ且有為ノ人民に歸セシムルハ今日自由刑ノ本旨トスル所ナリ」[57]。監獄が社会の一部として安定して機能し，役業が罰として行われるのではなく，社会復帰に役に立つことが重要であり，監獄内も社会同様の衛生状態を保つことが重要である。そして，囚人の「幸福」が「社会」や「国家経済」と同等価であり，囚人の身体労働性の統治は，社会全体への統治であり，つまり国家経済に大きな利益をもたらすのだと主張する。

6. おわりに

本論文では，明治期の監獄，特に北海道の集治監（1879–1903）資料を中心に明治社会の行政基盤の一つであった衛生・病の言説がどのように監獄の中で作用し，囚人労働・作業と交差する様々なカテゴリーを生み出しながら，囚人身体労働規範を構築したのかを分析し，そのプロセスの中で監獄医の役割を論じた。明治期の囚人労働は，外役作業のみならず，内役の様々な作業が例示され，それに付随して詳細な規定があった。このような労働・作業（外役，内役，また，内役の種類）に対する規定を通じて，実践された。つまり，規定を通じて，「労働」できる，また衛生・健康的な身体を定義すると同時にそれ以外に対して，差異を生み出しながら，身体・ジェンダー・衛生規範を構築していった。それは，明治社会全体においても国家科学が身体を統治し，労働・生産性を管理する重要なシステムを構築していくことになる。

その中で，監獄医は，明治転換期に「官吏」として新たに誕生した。監獄内では，この国家権威と医学的権威の双方により確立した。囚人の身体を労働できる・できない身体を選別し，囚人の健康，労働力を維持させ，病は規範を維持するためだけでなく，労働から排除される力を持つ。監獄内において国家医学・衛生論を推し進める主体であった。また，囚人労働・作業と病の因果関係を調査し，労働の廃止や衛生改善を主張する科学的な提唱者としての姿が見られ，多義性が確認できる。今回は，これをまとめとするが，監獄医の歴史・役割についてさらに研究を進めていきたい。

コロナ禍の現在，さまざまな周縁の場で新型コロナウイルスの影響がより深刻に，また，鮮明に反映される。まさに，安丸良夫が監獄研究という周縁性に注目して，「社会的周縁性や非日常的出来事は，表相からはみえにくいその社会のより深い構造を照らし出す，あるいはそのための手ががりを示唆している」[58] と述べていることを思い出す。周縁の分析が，社会全体の構造を理解する有効な方法であることを再認識させられる。そして，衛生・病が重要な規範を構築する権力になることも同時に気づかせてくれる。

注

1）「刑務官感染，対策講じても　外出控え毎日検温•体調確認　福岡」（2020年9月22日朝日新聞朝刊）によると，

福岡刑務所（福岡県宇美町）では，7月に刑務官4人が感染した。また，福岡拘置所（福岡市早良区）でも刑務官2人が感染した。「刑務官と受刑者，計2人陽性判明　新型コロナ／愛知県」（2020年10月16日朝日新聞朝刊）では，愛知県刑務所で15日50代の男性刑務官と80代の男性受刑者が感染とあり，「新たに2人感染　新型コロナ／三重県」（2020年10月11日）では，前日10日に大阪刑務所に勤務する刑務官が感染したとの報告がある。

2）「コロナ，刑務所の3密『命に関わる』大阪の受刑者，裁判所に近く訴え」（2020年9月22日）や「感染対策改善を　大阪刑務所の受刑者，請求新型コロナ／大阪」（2020年10月29日朝日新聞朝刊）では，大阪刑務所で恐喝罪などで2015年に懲役8年の判決が確定した60代の男性受刑者が，コロナウイルス感染対策が不十分として，大阪地裁堺支部に訴えを起こした。請求書によると，居室に消毒液がなく，作業時の適切な距離も取れていないとして，人身保護法に基づいての対策改善を訴えた。

3）笠原英彦，小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究―長与専齊から後藤新平へ』ミネルヴァ書房，2011年，p. 72。

4）大原虎夫編 『日本近世行刑史稿下』財団法人刑務協会，1938年，p. 995。

5）大原虎夫編 『日本近世行刑史稿下』財団法人刑務協会，1938年，pp. 995-997。

6）高島炭鉱での囚人労働は，政府工部省が1874（明治7）年に高島鉱山支庁を設置して，炭鉱を官営としたわずか11ヶ月の間使用されたとされるが，後藤象二郎に払い下げがあった後，少なくとも1875年（明治8）年12月においても囚人労働が行われていた。金光男 「高島炭鉱の労務制度に関する一考察―幕末から日清戦争前後までの納屋制度を中心に―」『茨城大学　全学教育機構論集』第4号，2021年，p. 39。

7）松岡好一「高島鉱山の惨状」『日本人』（第6，1885年）から抜粋したものである。労働省『労働省史』厚生労働省，2001年pp. 22-25にも転載されている。また，早坂四郎「高島炭鉱問題解題」の中で『日本人』雑誌の中で投稿された一連の記事が紹介され，松岡好一の他，吉本襄の「高島炭坑々夫の惨状を述べて世の志士仁人に告ぐ」，三宅雄二郎は，「三千の奴隷を如何にすべき」を論じ，「全国的に一大センセーションを惹起こした」（p. 2）「大いに世人の注目と同情を惹き，忽ち喧ましい問題となった」（p. 3）と説明している。吉原作造編集代表『明治文化全集第21巻』（日本評論社，1929年）。

8）笠原英彦・小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究―長与専齊から後藤新平へ』（ミネルヴァ書房，2011年）特に第3章では，明治元年3月7日の布告，および明治7年の医制（76条）が西洋医療への重要な方針変革であったと認識しているものの，明治12年，15年，19年，23年，28年に流行したコレラの大流行への対策つまり，防疫政策と地方衛生が明治衛生行政において重要課題であったと論じる。

9）歴史学での文脈では，松原宏之「カルチュラル・ターン後の歴史学と叙述」『新自由主義時代の歴史学』（第四次　現代歴史学の成果と課題1），2017年などを参照。

10）例えば，田中修『日本資本主義と北海道』北海道大学図書館刊行会，1986年や永井秀夫『日本の近代化と北海道』北海道大学出版会，2007年などがある。また，経済史の中では，石井寛治『日本の産業化と財閥（岩波ブックレット―シリーズ「日本近代史」』岩波書店，1992年などである。囚人労働が近代工業化の「犠牲」として語られることが一般的な考察であることを本学現代社会学部の笠井雅直が再認識させてくれた。

11）2020年11月ジェンダー史学会部会Dパネルの個人発表として「戦前の監獄改良運動と病」を発表し，監獄医の歴史と役割について論じたが，現在論文を執筆中である。

12）明治新政府はこの工業の拡張，殖産興業のため，工部省を明治3年（1870年）に設立した。工部省に，「工業，勧工，鉱山，鉄道，土木，燈台，造船，製鉄，製作の各寮と測量司が置かれた」。このような分野の中でも特に鉱山と鉄道の二寮は工部省の中でも強化された（三浦富彦，『労働科学叢書52労働と健康の歴史第二巻―明治初年から工場法実施まで』労働科学研究所，1992年）。そして，この重要部分に囚人労働が使用された。

13）三浦豊彦 『労働科学叢書52 労働と健康の歴史第2巻―明治初年から工場法実施まで』労働科学研究所出版部，1992年，p. 73。

14）明治期の社会全体としての衛生研究として，笠原英彦，小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究―長与専齊か

ら後藤新平へ』ミネルヴァ書房，2011年等がある。

15）マイケル・ボーダッシュ「ナショナリズムの病，衛生学という帝国」（上田敦子，神原理智訳）『現代思想』25（8），1997年，p. 28。

16）広中佐兵衛『衛生法』博文館，1900-1901年，p. 12。

17）同上，p. 17。

18）三浦富彦『労働科学叢書52労働と健康の歴史第二巻—明治初年から工場法実施まで』労働科学研究所，1992年，p. 37。

19）Anthonius Franciscus Bauduin（1822-1885）は，オランダの陸軍一等軍医で，1862年には，長崎養成所にオランダ人教師のポンペ・ファンメールデルフォールトの後任として幕府から招聘される。特に眼下が専門で，ヘルムホルツ検眼鏡を日本に導入した。1867年（慶応3年）江戸に設立される海軍病院，内外科学校の準備を依頼されたが，帰国中戊辰戦争が起こった。ヨーロッパから日本に医療器具を送ったが新政府に没収されてしまう。1869年（明治2年）から大阪府仮病院へ処遇されて軍事病院（軍医学校）を兼務，軍陣外科学，選兵論を講じた。1870年に帰国した。ジャパン・ナレッジより引用。https://japanknowledge.com/lib/display/?kw=Anthonius+Franciscus+Bauduin+&lid=5011062213110

20）三浦富彦『労働科学叢書52労働と健康の歴史第二巻—明治初年から工場法実施まで』労働科学研究所，1992年，p. 39。

21）林葉子『性を管理する帝国—公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』（大阪大学出版会，2017年）。

22）同上，pp. 9-10。

23）同上，p. 188。

24）同上，p. 70。

25）重松一義は，明治18年に内務卿山県有朋の各県令への訓示，いわゆる懲役の本分は「苦役」にありとした「苦役本分論」が反映されていると説明する「6．囚人労働の変遷」『図鑑　日本の監獄史』雄山閣，1985年，p. 451。

26）田中修『日本資本主義と北海道』（北海道大学図書刊行会，1986年），ダニエル・ボスマン『血塗られた慈悲，笞打つ帝国』（インターシフト，2009年）。

27）その後の「日本鉱法」により，土地所有と鉱山権利を分け，鉱物所有権を政府に属することにした。そのため，全国統一的な「鉱山王制」が成立し，政府の諸国による植民地化に対抗して，外国人への引き渡し，譲ることを禁じ，官製の明治資本主義を代表する産業となった。和田織四郎『坑法論』明治23年8月，石村善助『鉱業権の研究』勁草書房，1960年，隅谷三喜男『日本石炭産業分析』明石書店，1968年。

28）沢田猛『黒い肺—旧産地からの報告』未来社，1995年，pp. 296-29。

29）田中修　『日本資本主義と北海道』北海道大学図書刊行会，1986年，p. 108。

30）2022年12月7日に名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリー学術講演会にて「監獄と保護に関するジェンダー分析」を発表し，帝国下で最大の移動と考えられる内地から北海道への人の移動を「植民」と捉え，集治監による男囚の移動も同様にジェンダー化した「植民」の一部であることを論じた。また，明治監獄を経済史で捉えた論考に，中西啓太「明治期における監獄の経済史的位置づけ—監獄作業の実態と公正性をめぐる諸問題—」『公正から問う近代日本史』吉田書店，2019年があり，集治監の他に各府県に置かれた府県監獄も国庫からの出費であったが，西南戦争後の財政対策の一部として，1889年11月太政官布告第48号により，その翌年より，府県監獄は府県財政でまかない，集治監は，国からの財政でまかなわれた。

31）赤司友徳　『監獄の近代—行政機構の確立と明治社会』九州大学出版会，2020年，p. 60。

32）児玉圭司「明治前期の監獄における規律の導入と展開」前掲の中で受刑者に課された労働の目的に関する考察があるが，明治前期においてはいわゆる「懲戒主義」によるものであるために，「良民」への統治は必ずしも期

待されていなかったと分析するが，上掲のボーダッシュは，まさに「二項対立郡―健康/不健康　純然/不純（細菌の）存在/非在―は広く受け入れられ，社会全体の健康に関心を寄せる人々の思考のなかに一つの基本的戒律を作り出したのである」（p. 27）と考察する。

33）作業収入は，収監から100日が経過した重罪囚（徒刑・懲役）は20％，軽罪囚（重禁錮）は40％，定役が課されない受刑者（流刑・禁獄・刑禁錮）や未決定で作業した者を60％と引き上げられた。中西啓太「明治期における監獄の経済史的位置づけ―監獄作業の実態と公正性をめぐる諸問題―」『公正から問う近代日本史』吉田書店，2019年，pp. 291-296。

34）中西啓太「明治期における監獄の経済史的位置づけ―監獄作業の実態と公正性をめぐる諸問題―」『公正から問う近代日本史』吉田書店，2019年，pp. 291-296。

35）小澤政治　『行刑の近代化―刑事施設と受刑者処遇の変容』日本評論社　2014年，pp. 201-207。

36）下條於菟吉「北海道監獄衛生ノ一斑」『北海道医事講談会雑誌』第72号，1896年，p. 7。

37）那須邦枝「空知集治監での之食生活」『三笠市立博物館年報』第8号，三笠市立博物館，1982年。

38）下條於菟吉「北海道監獄衛生ノ一斑」『北海道医事講談会雑誌』第72号，1896年，p. 7。

39）平松義郎「刑罰の歴史―日本（近代的自由刑の成立）」『刑罰の理論と現実』（荘子邦雄，大塚仁，平松義郎編）岩波書店，1975年，pp. 40-41。

40）赤司友徳は，『監獄の近代―行政機構の確立と明治社会』（九州大学出版会，2020年）の中で，監獄の外役の変化に注目している。明治20年代　(1887年～1897年）には制度上，内役を主体とした作業へと転換していて，特に明治22年の「監獄則」の改定，「細則」での規定により「社会復帰」を意識したものに変化していると指摘し，監獄の近代の中心課題としている。監獄の近代性については，多くの研究がなされてきているが，徳川時代から，特に人足寄場からの継続性と西洋からの影響による非継続性の双方に分析が向けられている。その中でも梅森直之「統治理論における『内面』の発見―明治初期監獄改良のディスコース」『早稲田政治経済学雑誌』第324号，1995年では，明治5年の小原監獄則は，その後の明治14年の改正監獄則のような比較的「近代」的な規定とは異なると説明している。そこには，むしろ非近代的な，主観と客観を峻別，分別していない認識論が見られる。つまり，明治5年の監獄則は，むしろ「近代」的断絶ではなく，その後に西洋との関係の中で統治の対象となる「内面」を発見し，支配する「技術論」が展開されるようになったと監獄史の展開を分析する。

41）財団法人刑務協会『日本近世行刑史稿下』，p. 898。

42）平松義郎「刑罰の歴史―日本（近代的自由刑の成立）」『刑罰の理論と現実』（荘子邦雄，大塚仁，平松義郎編　岩波書店75年），pp. 40-41。

43）財団法人刑務協会『日本近世行刑史稿下』，p. 80。

44）北海道庁『北海道庁統計書』188?-190?。

45）古屋統　「北海道労働衛生史メモ（その15）」『北の産業保健』（No.23），2004年，p. 11。

46）『和漢　醫林新誌』第136号。

47）伊賀上野牢町　管野薬局之章『監獄医務心得全』（1901年）には，15条からなる医務の仕事の心得が描かれている。第13条において，病等で減食や粥にする場合，「病回粥及び減食願簿へ其の人名量目を記載し典獄ノ裁決ヲ得核帳簿ヲ会計へ交付ス会計ハ之ヲ証認シテ常食ノ米麦（4合以下）ヲ粥ニシ又は麦を減シテ米ノミ（一合六夕）ヲ粥トナシ給興スルモノトス」と規定される。

48）小河滋次郎「監獄医諸氏に告ぐ」『警察監獄学会雑誌』2（8），p. 4。

49）同上，p. 6。

50）同上，p. 8。

51）同上，p. 8。

52）日本人名大辞典　ジャパン・ナレッジから引用。https://japanknowledge.com/lib/display/?kw＝大谷周庵

&lid=5011061109540
53）吉野貞尚，吉野章司 『じん肺―歴史と医学―』中央労働災害防止協会，2002年。
54）石川保『三池炭鉱発展の礎石―三池集治監物語』，1997年。
55）大牟田市史編集委員会『大牟田市史　中巻』，1966年，p. 609。
56）同上，pp. 600-608。
57）下條於菟吉「北海道監獄衛生ノ一斑」『北海道医事講談会雑誌』第72号，1896年，p. 2。
58）安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー―周縁性の歴史学』朝日新聞出版，1999年，p. 5。

【付記】

本論文執筆にあたって，以下の学会・講演会にて内容を発表した。2020年12月13日ジェンダー史学会にて「戦前の監獄改良運動と病」として発表，2022年7月3日Asian Studies Conference Japan（ASCJ）にて“The Making of the Mine Monarchy, Forced Prison Labor, and the Discourse of National Hygiene in Meiji Japan”を発表，2022年12月7日名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリー学術講演会にて「監獄と保護に関するジェンダー分析」を発表した。これらの機会を通じて，徐阿貴，林葉子，金貴粉，カーティス•アンダーソン•ゲイル，臺丸谷美幸，茶園敏美，柳原恵，松本ますみ，町田奈緒士，目黒茜から貴重な助言を頂いた。また，草稿を読んで的確な助言をくださった本学現代社会学部笠井雅直とテキサス大学オースティン校歴史学部マーク・ラビナにこの場を借りて感謝申し上げたい。